

法人会ニュース



福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「五法人会共催 講演会」のご案内
- ◆ ジェネリック医薬品推進のお願い
- ◆ 広報誌 第2号

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
9	3	火	合同（広報・社会貢献）委員会	15:00～15:30	於：福岡税務署 会議室
9	3	火	社会貢献委員会	15:30～16:30	於：福岡税務署 会議室
9	4	水	税制委員会	15:00～16:00	於：事務局 会議室
9	5	木	決算事務説明会	14:00～16:30	於：福岡ガーデンパレス
9	9	月	組織委員会	15:00～16:00	於：事務局 会議室
9	12	木	正副会長会議	15:00～16:00	於：事務局 会議室
9	18	水	役員ゴルフコンペ	8:40～16:00	於：福岡カントリー倶楽部
9	18	水	花いっぱい運動	14:30～16:00	於：中央区舞鶴地区36花壇
9	24	火	広報委員会	14:00～15:30	於：事務局 会議室
9	25	水	キックオフ会議	15:00～18:00	於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容		
9	21	土	第13支部 横手夏越しまつり	13:00～20:00	於：横手小学校グラウンド
9	26	木	第1支部・第2支部合同 会員交流会	19:00～21:00	於：クアンティック

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
9	11	水	役員会	10:00～11:00	於：事務局 会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
9	20	金	役員会	11:00～12:00	於：事務局 会議室

(I) 税務カレンダー

- 9月10日 ●源泉所得税の納付
9月30日 ●7月決算法人の確定申告
●1月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

法人の税務調査対応

税 理 士 堤 一 博

国税庁では、毎年11月に全国の法人税、法人消費税等、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の調査事績をまとめて、その概要を報告しています。国税庁が令和4年11月に発表した『令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要』に基づき、ご紹介します。令和4事務年度（令和4年7月～令和5年6月）においては、全国で6万2千件の法人について実地調査を実施し、その結果、申告漏れ所得金額は7,801億円、追徴税額は3,225億円、調査1件当たりの追徴税額は5,241千円となっています。福岡国税局においては、3,205件（前年対比169.4%）の法人について実地調査を実施し、その結果、申告漏れ所得金額は249億円（同91.9%）、追徴税額は57億79百万円（同91.7%）、調査1件当たりの追徴税額は1,803千円となっています。令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。『法人税の実地調査の状況』は、下記の表のとおりです。

※ 税務行政では、7月から翌年6月までの期間を1サイクルとし、これを「事務年度」といいます。

因みに、この表は、筆者が国税庁計表に福岡国税局計表を併記したものです。

		全国			福岡国税局		
		令和3	令和4	対前年比	令和3	令和4	対前年比
実地調査件数	1	41 千件	62 千件	152.3 %	1,892 件	3,205 件	169.4 %
非違があった件数	2	31 千件	47 千件	148.8 %	1,441 件	2,328 件	161.6 %
うち不正計算があった件数	3	9 千件	13 千件	138.6 %	432 件	671 件	155.3 %
申告漏れ所得金額	4	6,028 億円	7,801 億円	129.4 %	27,091 百万円	24,900 百万円	91.9 %
うち不正所得金額	5	2,208 億円	2,744 億円	124.3 %	19,205 百万円	16,585 百万円	86.4 %
調査による追徴税額	6	1,438 億円	1,868 億円	129.9 %	6,301 百万円	5,779 百万円	91.7 %
うち加算税額	7	246 億円	311 億円	126.5 %	1,403 百万円	1,173 百万円	83.6 %
不正発見割合 (3/1)	8	22.7 %	20.7 %	▲2.0 ポイント	22.8 %	20.9 %	▲1.9 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	9	14,788 千円	12,570 千円	85.0 %	14,319 千円	7,769 千円	54.3 %
不正1件当たりの不正所得金額 (5/3)	10	23,833 千円	21,366 千円	89.7 %	44,456 千円	24,717 千円	55.6 %
調査1件当たりの追徴税額 (6/1)	11	3,528 千円	3,010 千円	85.3 %	3,330 千円	1,803 千円	54.1 %

調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

一見、実地調査の件数が増加しているように見えますが、コロナ禍前の平成30事務年度の実地調査件数が、全国で99千件（令和4事務年度が62千件）、福岡国税局4,476件（令和4事務年度が3,205件）であることを考えると、今後も増加することが想定されると言えます。令和5事務年度（令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査）の事績は、今年の11月に公表されますので、確認を要しますが、概ねコロナ禍前の水準までになっているものと考えています。また、実地調査となった場合には、4件に3件の割合で国税当局からの税務上の指摘を受けています。さらに、5件に1件の割合で重加算税の対象となる不正所得が発見されています。もっとも、仮装又は隠蔽にかかる脱漏所得を発見するのが、国税局の本来の役割ですから当然といえます。さらに、法人税の実地調査に際しては、法人税はもちろん、消費税、源泉所得税、及び印紙税を同時に調査します。

『法人消費税の実地調査の状況』は、下記の表のとおりです。

		全国			福岡国税局		
		令和3	令和4	対前年比	令和3	令和4	対前年比
実地調査件数	1	40 千件	61 千件	152.2 %	1,857 件	3,148 件	169.5 %
非違があった数	2	24 千件	35 千件	144.3 %	1,122 件	1,680 件	149.7 %
うち不正計算があった数	3	8 千件	11 千件	138.5 %	346 件	495 件	143.1 %
調査による追徴税額	4	869 億円	1,357 億円	156.2 %	8,572 百万円	5,069 百万円	59.1 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	309 億円	390 億円	126.2 %	4,994 百万円	1,520 百万円	30.4 %
調査1当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	6	2,173 千円	2,231 千円	102.7 %	4,616 千円	1,610 千円	34.9 %
不正1当たりの不正所得金額 (5/3)	7	4,081 千円	3,718 千円	91.1 %	14,433 千円	3,071 千円	21.3 %

調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

上記の国税庁の『令和4事務年度法人税等の調査事績の概要』では、法人税、法人消費税のほかに以下の集計表も掲載しています。

- 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況
- 海外取引等に係る調査の状況（法人税）
 - ・ 海外取引法人等に係る実地調査の状況
 - ・ 外国子会社合算税制に係る実地調査の状況
 - ・ 移転価格税制に係る実地調査の状況
- 無申告法人に対する実地調査の状況
- 源泉所得税の調査事績
 - ・ 実地調査の状況
 - ・ 海外取引等に係る実地調査の状況（非居住者等所得）

このほかにも、公益法人等の調査事績も掲載されています。

また、『主要な取組』として、以下の「1 消費税還付申告法人に対する取組」、「2 海外取引法人等に対する取組」、及び「3 無申告法人に対する取組」の事例を掲載しています。この項目の順位は、平成30事務年度では、「1 海外取引法人等に対する取組」、「2 無申告法人に対する取組」、及び「3 消費税還付申告法人に対する取組」で、消費税の不正還付事案への国税庁の取組の意気込みが窺えます。

この『主要な取組』として掲載されている事例を参考までに紹介しておきます。

「1 消費税還付申告法人に対する取組」

～国内売上（課税）を輸出売上（免税）に仮装～

調査法人は輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する法人であり、外国人旅行者に対して高級腕時計を多数販売（免税）したとして、多額の消費税還付申告書を提出していました。実地調査を行ったところ、調査法人は消費税の還付金を不正に受領するため、国内売上をブローカーが用意した協力者（非居住者）に対する免税売上に仮装している事実を把握しました。

不正内容	消費税追徴税額
輸出物品販売場制度を悪用することで、国内売上を免税売上に仮装	約11億円

「2 海外取引法人等に対する取組」

～国外の関連法人を利用し偽の商業送り状を作成することにより売上を除外していた事案～

調査法人A社は、X国法人のC社との取引について、X国のB社に対して、偽の商業送り状（注）を発行するとともに、B社からC社に対しても偽の商業送り状を発行することで、B社が実際に取引に介在しているかのように偽装することにより、売上げを過少に申告していました。

（注） 商業送り状とは、輸出貨物の品名、数量、価格などを記載した明細書、請求書等を兼ねる書類をいいます。

非違内容	海外取引等に係る申告漏れ所得金額
1 国外関連者に対する取引価格を、独立企業間価格（注）より低く設定し利益移転	約58億円
2 国外売上の一部を除外するほか、国外の関連法人へ利益の付け替え	約15億円
3 国外関連者への支援目的で貸付金利息及び技術支援料を請求せず利益供与	約4億円

（注） 独立企業間価格とは、国外関連者との取引が、その取引と同様の状況の下で非関連者間において行われた場合に成立すると認められる価格をいいます。

～非居住者の代物弁済による不動産譲渡に係る源泉徴収漏れ～

調査法人は、X国の非居住者Aに対して貸し付けた金銭の返済がなかったため、非居住者Aが所有する国内の不動産による代物弁済を受けました。この不動産による代物弁済は不動産の譲渡に該当しますが、その譲渡対価として金銭の支払をしていなかったことから、源泉徴収を行っていませんでした。

非違内容		追徴税額
1	非居住者に支払った使用料等に係る源泉徴収漏れ	約1億2千万円
2	非居住者に支払った配当に係る源泉徴収漏れ	約4千万円

「3 無申告法人に対する取組」

～売上代金を代表者名義の預金口座に振り込ませ、書類を破棄することで取引を隠蔽～

調査法人は、事業を行い収入を得ていましたが、申告義務があることを認識しながら、売上代金を代表者名義の預金口座に振り込ませ、また、書類を破棄するとともに、取引内容に関するデータを削除することで取引を隠蔽し、申告を一切せず納税を免れていました。

なお、国税庁は、あらゆる角度から情報収集を行い、適正な申告をしていない法人を把握しています。

無申告の内容		追徴税額
1	婦人服の製造業で得た収入について、売上代金を代表者名義の預金口座に振り込ませ、書類を破棄することで取引を隠蔽	約1億5千万円
2	太陽光発電のコンサルティング業で得た収入について、売上代金を代表者名義の預金口座に振り込ませることで取引を隠蔽	約1億1千万円

(出典： 国税庁 『令和4 事務年度 法人税等の調査事績の概要』)

以上、法人に対する実地調査の状況を説明しましたが、「実地調査」のほかに、「簡易な接触」という切り口もあります。これは、「税務署において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するもの」で、令和4 事務年度では、66 千件に実施し、申告漏れ所得金額78 億円、追徴税額71 億円の結果となっています。

国税庁の「KSK システム」による申告書等の分析や海外からの自発的情報交換を含む膨大な資料情報などを基に、国税当局の指摘の精度が高まっていることを念頭に置く必要があると思います。

無申告は論外として、今後の法人の税務調査対応については、次の4つのポイントが重要と考えます。

- (1) 法人税-1： 基本に立ち戻り、正しい法令を適用しているか等その要件を確実にチェックする
- (2) 法人税-2： 海外取引が独立企業間価格(ALP)に準拠する適正価格で行われているかの検証
- (3) 消費税： 本格的に動き出しているインボイス制度に相応する消費税の適正な経理処理
- (4) 源泉所得税： 非居住者への支払時の源泉徴収漏れの有無の点検

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	10	15(火)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		15(火)	16:00~17:00	〃	理事会	〃
	11	12(火)	15:00~17:00	本部	税を考える週間行事	福岡ガーデンパレス
		15(金)	14:00~15:30	〃	福岡地区五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
		10:00~12:00	〃	年末調整等説明会	福岡ガーデンパレス	
			14:00~16:00	〃	〃	〃
	12					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)